



ちから ががんばろう！

を合わせて
地域・町内の除雪を

除排雪に関するお問い合わせは、

コールセンターへ(午前8時～午後8時)

* 道路豪雪対策本部設置時は24時間体制で受け付け。

おかけ間違いのないようお願いします

☎(0888)9400

秋田市のゆき対策は、左記のホームページでご覧いただけます。また、除雪車の位置や稼働状況なども確認できます。QRコードでもご利用可。

http://www.city.akita.
akita.jp/city/josetsu/



QRコード



- 除雪車を通った後の玄関先や、車庫前の雪寄せにご協力ください
- 路上駐車は、除雪作業の邪魔になります。絶対にやめましょう
- 宅地内から道路に雪を捨てると、路面が悪化します。絶対にやめましょう
- 車乗り入れ用の敷設板などは、除雪車の障害になるので、取り除きましよう

1月25日(土)～2月2日(日)は、秋田県の「雪害事故防止週間」です。「屋根の雪下ろしは2人以上で」「除雪機の調整などはエンジンを切ってから」など、除排雪作業中の事故防止に努めましょう。

堆雪場の出入口と 通行方法が変わりました

一般開放している、秋田港埋立地(飯島)と旧空港跡地(新屋)周辺の渋滞緩和のため出入口を変更し、場内を一方通行にしました。場内では看板・交通誘導員の指示に従い通行してください。



環境保全課 ☎(866)2075
http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/pl/

微小粒子状物質(PM2.5)の情報は日頃から確認しましょう

PM2.5は、とても小さく肺の奥深くまで入りやすいため、健康への影響が懸念されている大気汚染物質です。一日の平均濃度が、国の暫定指定値(70µg/m³)を超えることが予測される場合は、午前8時または午後1時ころに注意喚起情報を報道機関に提供するほか、環境保全課ホームページ(上記)、市公式ツイッターでお知らせします。

注意喚起が発表されたときは…

- ・ 屋外での長時間の激しい運動はできるだけ避け、屋内でも、換気や窓の開閉を必要最小限にしましょう
- ・ 特に、呼吸器系や循環器系に疾患のあるかたや、子ども、高齢者は、体調の変化に注意して慎重に行動しましょう



大雪警報、暴風雪警報も受信できる
「防災ネットあきた」
に「登録ください」
QRコード
問 防災安全対策課 ☎(866)2021

「防災ネットあきた」にメールアドレスを登録すると、市内で地震、津波、大雨、竜巻、大雪などが発生した際に、災害情報や避難情報を電子メールでパソコンや携帯電話などに配信します。登録は左記のホームページ、またはQRコードでも可。
http://www.city.akita.akita.jp/city/gn/ds/system/



みなさんのご意見をお寄せください

〔仮称〕秋田市空き家等の適正管理に関する条例〔案〕と「秋田市地域防災計画」の見直し案について、みなさんのご意見を募集します。それぞれの案は、左記の閲覧場所、または市ホームページでご覧いただけます。

<http://www.city.akita.akita.jp/>

〔仮称〕秋田市空き家等の適正管理に関する条例〔案〕

少子高齢化、人口減少などの社会状況や経済事情などにより、全国的に空き家が増えていきます。本市でも倒壊の危険や衛生面など、周辺の環境へ悪影響をもたらすおそれのある空き家が増加しています。そのため市では、市民の安全安心な暮らしを実現するため、「仮称」秋田市空き家等の適正管理に関する条例」を制定することとしました。

〔秋田市地域防災計画〕

市では、災害対策基本法に基づき、市民を災害から保護することを目的とする防災対策の基本的事項を定めた「秋田市地域防災計画」を策定しています。現在、東日本大震災を教訓とした災害対策基本法の改正や、県の地震被害想定調査結果などを踏まえ、地域防災計画の見直しを進めています。



問い合わせ 防災安全対策課 ☎(866)2021

閲覧場所

資料閲覧コーナー(市庁舎1階)、防災安全対策課(市消防庁舎3階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、各地域センター

閲覧・募集期間

・〔仮称〕秋田市空き家等の適正管理に関する条例〔案〕は、(閲覧・募集中)1月31日(金)まで
 ・「秋田市地域防災計画」の見直し案は、1月20日(月)から2月6日(木)まで。郵送の場合は2月7日(金)の消印有効

意見の提出方法

閲覧場所にある用紙に必要な事項を書いて回収袋に投函するか、住所、氏名、電話番号、いずれかの案件名とご意見を書いて、防災安全対策課へ郵送、FAX、Eメール、または直接お持ちください。

〒010-8560 秋田市防災安全対策課
 FAX (866)50069
 Eメール ro-gnds@city.akita.akita.jp

*ご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、ホームページで公表する予定です。個別には回答しません。

協定を結びました(2件)

高齢者の孤立を防ぐために

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりをめざして、12月16日、市と生活協同組合コープあきたが「高齢者見守り協定」を締結しました。



理事長の 大川 功さん (左) と 穂積 市長

協定では、同組合の共同購入などを利用して高齢者宅を配達職員が訪問した際、日常生活での異変を感じたら、秋田市地域包括支援センターなどに速やかに連絡することなどを定めています。

円滑な被災者支援で協力

災害時に、迅速かつ円滑な被災者支援を行うために、12月19日、市と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合秋田支部が「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結しました。



支部長の 松村 讓裕さん (左) と 穂積 市長

協定では、災害救助法の適用を受ける大規模災害が起きた際、被災地などから本市へ避難した被災者などに、同組合員が所有する旅館・ホテルでの宿泊サービスを提供することなどを定めています。